

様式第4号（第11条関係）

基住第259号

令和8年7月28日

第7区区長 鶴田 勝美 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和8年7月6日付けで提案のあった「防犯カメラの設置について」につきまして、は現地調査を行った結果、要望箇所のうち、町道千夫・長野線、荒籠線、長野1号線の交差点（別紙位置図①）と町道長野1号線の途中（別紙位置図②）に設置します。

別紙位置図①については、登下校する児童を含む歩行者や町外のトラック等が多数通行し、設置しているボラードが度々破損されていて事故の危険性が高いと判断し、今年のなるべく早い時期に設置します。別紙位置図②については、通り抜けの車両が多く必要があると判断し、令和9年度の夏頃までに設置します。

また、他の要望箇所については防犯カメラではなく、交通安全施設による対策が適当と思われるため、交通安全対策を行います。まず、通り抜けする自動車等への対策として、注意を呼び掛ける看板や狭窄のためのラバーポール設置を行います。

さらに、9月から荒籠線や長野1号線が最高速度30km規制となるため、30km規制の看板を設置します。

2 取扱いの理由

町が管理する防犯カメラは、基山町防犯カメラ設置指針の対象となるよう設置しており、その内容及び現地状況により必要性の判断を行ったものです。

また、要望の内容が交通安全対策に関することであるため、看板やラバーポールの設置等により、交通安全対策を行うことで対応するものです。

別紙位置図

